

## 本市におけるLGBT等の性的少数者に対する今後の取組

### 1 LGBT等の性的少数者を取り巻く現状及びこれまでの取組

LGBT等の性的少数者の方々については、次第に認知されつつあるものの、まだまだ社会の理解が低いという現状にあるため、社会生活の様々な場面において偏見や差別により、当事者の方は精神的な苦痛を受けていることに加え、社会的参加も困難な状況に置かれている。

本市においては、性的少数者に対する偏見や差別が解消され、多様性を尊重する意識が社会全体に広がり、共に生きる社会を構築するため、これまでから教育・啓発の取組を進めてきた。

#### 【本市における主な取組】

- ・ 人権総合情報誌における啓発記事の掲載（当事者の体験談、企業の取組等を紹介など）
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催（テーマ：性的少数者の人権、講師：性的少数者の当事者）
- ・ 人権啓発イベントの開催（テーマ：性的少数者の人権、ゲスト：性的少数者の当事者）
- ・ 職員向け研修の実施（講師：性的少数者の当事者）

### 2 現状における課題

様々な民間団体における調査や会議等における支援団体からの報告等からは、主に次のような課題があるとされている。

- 性的少数者に対する固定観念や偏見、理解不足等を原因とする誤った対応や助言
- 各種施設（学校、公共施設、民間施設）におけるトイレ等の使いづらさ
- 学校における男女別の対応（制服、更衣室など）
- 公的サービスを受ける際の各種申請書・証明書等への性別の記載
- 同性パートナーに対する相続（相続人になれない）や医療（医療機関で診療情報の提供が受けられない、面会できない）の面での課題
- 犯罪や自殺等の警察統計資料の集計項目へ性的少数者の表記がないこと
- 専門相談体制の整備

### 3 他の自治体における取組事例

本市において、平成30年1月以降、他の自治体への実地調査や電話調査等を実施した結果、主に実施されている取組（検討中や取組予定を含む。）は次のとおりであった。

- 職員向けの窓口対応マニュアルの作成、全職員を対象とした研修の実施
- 各種申請様式等の性別記載欄の見直し
- 各種公共施設の多目的トイレへのレインボーステッカーの掲示
- 専門相談体制、コミュニティスペース設置
- LGBT支援宣言
- 同性パートナーシップ宣誓制度

### 4 本市における今後の取組予定

市民や企業に対する啓発活動に継続して取り組むとともに、現在、把握している課題や他の自治体における取組事例等を踏まえ、平成30年度から次の3項目を中心に全庁的に取り組んでいく。

なお、性的少数者に対する取組については、広範な行政分野に及ぶことから取組を進めるに当たっては、人権に係る全庁会議等において十分に連携し、情報共有を図っていく。

- ① 申請様式等における性別記載欄の全庁調査と見直しの方向性の検討
- ② 職員向けのLGBTに関する手引き（窓口対応マニュアル等）の作成
- ③ 本市施設における多機能トイレの表示の在り方の検討